

呉市買取災害公営住宅等（公募型・建物提案型）に係る基本協定書（案）

呉市（以下「甲」という。）と譲渡人〇〇〇（以下「乙」という。）は、令和元年度呉市災害公営住宅（公募型・建物提案型）買取事業（以下「本件事業」という。）について以下のとおり基本協定（以下「本件協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 本件協定は、令和元年度呉市災害公営住宅（公募型・建物提案型）買取事業募集要領（以下「本件募集要領」という。）に基づき乙が甲に提出した供給計画認定申請（以下「本件申請」という。）の内容について、本件事業に係る基本的事項を甲乙間で確認することを目的とする。

（基本的事項の確認等）

第2条 乙は、本件申請の内容に沿った買取災害公営住宅等の建設計画を甲に提出しなければならない。

- 2 甲は、乙による前項の建設計画が本件募集要領記載の条件等を満たすと判断した場合、本件事業に係る建設計画認定を行い、本件事業に係る仮契約の申込みを行う。
- 3 乙は、甲からの前項の申込みに対して、本件事業に係る仮契約を締結する。
- 4 本件事業の実施に係る契約の締結については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第8号及び呉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年呉市条例第5号)第3条の規定により呉市議会の議決を要するものであることを、乙は確認する。

（基本的事項の確認）

第3条 甲は、本件事業に係る基本的事項の確認に必要な限度で、乙の求めに応じて本件事業の対象となった土地の調査への協力を行う。

（費用負担）

第4条 甲及び乙は、本件事業に係る基本的事項の確認に要した各自の費用について、各自が負担し、互いに相手方に対して請求しないことを確認する。

- 2 甲及び乙は、甲乙間において本件事業の実施に係る契約の締結に至らなかったときについて、前項と同様であることを確認する。

（秘密保持）

第5条 甲及び乙は、互いに本件事業に関して知り得た相手方の情報を、乙が業務の一部を委託する者及び請け負わせる者以外の第三者に漏らし、又は本件協定の履行以外の目的に使用してはならない。ただし、相手方が認めた場合、又は法令等に基づき開示を要

する場合はこの限りではない。

- 2 乙は、乙が業務の一部を委託する者及び請け負わせる者に対して、本件事業に関して知り得た甲の情報を第三者に漏らさないこと又は甲乙間で締結された本件協定の履行以外の目的に使用させないようにすることについての義務を負う。

(補足)

第6条 本協定書に定めがない事項については、必要に応じて甲乙が協議して定める。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、それぞれ甲乙が記名押印して各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住 所 呉市中央4丁目1番6号
氏 名 呉市
呉市長 新原 芳明 印

乙 住 所
氏 名